

第9回三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成20年9月3日（水）午後6時から8時46分まで
- 2 場 所 船橋市西部公民館3階講堂
- 3 出席者 委員16名
（欠席委員：4名 吉田、能登谷、岡本、伊藤の各委員）
- 4 参加人数 45名

5 結果概要

（1）あいさつ

倉阪委員長からあいさつがあった。

（2）開催結果の確認委員

委員長からの指名により、横山委員、及川委員が会議開催結果の確認を行うこととなった。

（3）議 事

議題1 第8回検討委員会の開催結果概要

事務局から第8回検討委員会の概要について説明があった。

議題2 試験計画案について

事務局から、資料2-1～2-4により三番瀬再生会議及び三番瀬評価委員会での試験計画案についての検討状況等について説明があり、質疑応答が行われた。

なお、猫実川での試験計画案は、管理者との協議を終えた上で、また、浦安日の出での試験計画案は、具体的な提案を取りまとめた上で次回以降説明する。

（主な意見等）

- ・ 護岸事業では詳細なモニタリングを実施しており、これとバッティングする計画になっているのではないかと。
- ・ 試験場所、調査測線とのバッティングについては、今後、事務局である地域づくり推進課と河川整備課で調整を進めてもらいたい。
- ・ 試験計画案が具体的にってきているので、精査し、技術的に課題がありそうなところ、熟度が低いところは、早めに議論して、方向修正をした方がよい。
- ・ 試験計画案の検討がだいたい取りまとめが終わったとしているが、評価委員会で

も色々な指摘があったことから、まだまとまったとは言えない。

- ・ 試験自体は小規模であるが、次のステップ等を考えると、漁業者の砂流入等の懸念が再燃することもある。ここで、評価委員会の意見を受け、再度議論すべきではないか。
- ・ 試験自体は小規模で、自然攪乱の範囲で、全ての砂が流れたとしても影響が軽微になるような計画になっているが、試験がうまくいったから規模を大きくするというのではなく、自然の反応、社会的合意、予算、漁業等との調整もしながら進めなければならない。(委員長)
- ・ 試験計画案には大きさも入っているので、この内容で評価委員会の意見を聴くことになっている。
- ・ 海流が強め弱めと書いてあるが、海流なのか潮流なのか。用語は非常に重要な問題。
- ・ 実現化検討委員会から構造等についてはきちっとしたものを評価委員会に提出すべきである。
- ・ コンセプトについての議論は終えている。それを具体的に実現するまでの施設の構造、沈下対策、流出対策等の事務的な検討を進める必要がある。また、評価委員会からコンセプトレベルでの指摘があった場合には当委員会で議論する。(委員長)
- ・ 環境に影響を与えないような小規模な試験施設だと、施設自体が壊れてしまうおそれがある。施設が物理的に壊れるか壊れないかということと、検討委員会の中の合意が必要ではないか
- ・ 評価委員会に任せきるのではなく、事務局として具体的な設計、地盤沈下対策、砂の流出対策等を詰めてもらいたい。
- ・ 事務局では試験計画案の熟度をあげ、これで設計・施工できるレベルのものを検討委員会に示してもらいたい。(委員長)
- ・ 試験なので失敗はあるかもしれないが、1つの案として試験を進めてもらいたい。
- ・ 技術的な責任は誰が持つのか。
- ・ この検討委員会で技術的な具体的な設計のあり方まで責任を負うことにはならないと思う。
- ・ 試験計画案で提案されている構造・場所が試験内容とマッチしない場合に、別の方法の提案は受け入れられるのか。
- ・ 試験計画案の1について、三番瀬の奥とはいえ前面が開いている場所で、この試験ができるのか。
- ・ 具体的に誰がどこの段階で設計図を造るかが問題。試験計画案の図は、どのようなコンセプトで試験をするのかイメージを持つために出てきたものと認識している。

- ・ 実際の試験に当たっては、詳細な設計図をする必要がある。
- ・ この試験の実施可能性は、市川塩浜 1 丁目の護岸の仮補修用のフィルターユニットが動いてないという事実、護岸前面の石の大きさ等々をみると、囲いの幅を広くする必要性はあるかもしれないが、構造物を護岸にすりつけた形で安定さえることは可能。また、施設の中の砂は、年に何回か来るような波なら逃げないようなところまで担保すれば良い。
- ・ 評価委員会では試験のコンセプトについて意見を聞かれれば、コンセプトとしてどうかの回答はできるが、図面が出てきて熟度が低いと、心配になってしまう。
- ・ 試験計画案の 1 の周辺の調査結果ではシルト・粘土分 25.4%、17.2%となっているので、これをにらんで試験をするべきではないか。また、案の 2 の周辺の調査結果は 55%、64%とシルト・粘土分が高くなっており、そこに現状と違う 30%、50%の砂を入れると泥干潟の保全という約束に矛盾するのではないか。
- ・ 現状の土質構成でやるのか、新しい形でやるのかということもあるが、この試験では平均的な成分構成で出されている。
- ・ 30%は少し泥っぽい生物が出始めたり、これ以上泥が多くなるとアサリは厳しいというボーダーラインであり、それよりも多いところ、少ないところとで良い。

【委員長のまとめ】

試験計画案については、施工できるくらいの設計図にする作業を早めに行ってもらいたい。もしうまくいかない場合、評価委員会からアドバイスがあった場合には、検討委員会で議論した上で修正していきたい。

シルト・粘土分については、30%と50%で試験を実施するというコンセプトは変更しないことにしたい。

議題 3 自然再生（湿地再生）について

事務局から、資料 3 - 1 ~ 3 - 3、4 及び参考資料により、自然再生（湿地再生）に係るこれまでの議論、提案、その他の状況について説明があり、質疑応答が行われた。

（主な意見等）

- ・ 陸地の自然再生を考えていく中で、市川市の案と円卓案の違いは、開放型か、閉鎖型かの違い。閉鎖型の場合にはとりあえず現位置で前に護岸を作る形となる。開放型となると海岸保全区域を広げた形で設計するという形になるが、制度的に対応が可能かどうか県に見解を聞きたい。（委員長）

- ・ 塩性湿地を前に持ってきて後ろに保全ラインを回すことは、法的には海岸管理者である知事が決定すれば可能であると考えているが、平成16年6月に東京湾沿岸海岸保全基本計画で一旦決めた海岸保全ラインを変更することになるので、三番瀬再生会議の中で塩性湿地を三番瀬再生事業として位置づける等、相当の理由が必要となる。

2丁目でやっているラインも、最終的には後背地にマウンドによる防御があるので、将来的に後ろにマウンドができた場合、それも海岸保全施設として位置づけるとすると、保全区域を30mではなく、60、70mとるのかといった議論が将来出てくるとも考えられる。

また、塩性湿地を作り、海岸堤防の築造基準を遵守した構造にするには相当コストがかかる場合、国交省の補助事業としての妥当かどうかの議論もでてくる。(県河川環境課・増岡委員)

- ・ 海岸保全区域は50mが基本と条文に書いてあるが、地形、地盤とか場所の特性に応じて知事が責任をもって判断するとも書かれている。海岸法改正のときに、築造基準が作られているが、性能設計ということで、例えば、アシ原とか湿地、砂浜が、自然物、石、コンクリートでも性能を満たすのであれば、国のお金をあげないとはならなくなった。葛西海岸は沖合6kmまでを海岸保全区域にしている。京葉線の前のマウンドも防潮堤である。昔より検討の幅はあるので、地元の創意工夫で質の高い空間を目指してはどうか。
- ・ 以前、市川市の土地の利用について、検討委員会の中で検討した内容が、市川市の土地の計画にどのように反映させていくのか。
- ・ 委員会から要請があり、市の懇談会の意見も聞きながら、市内部で整備イメージを検討した。環境学習施設や干潟を実現してトータル的にここが一番良くなる案にしてもらいたい。市が持っている案でなくてはダメということではない。(市川市・東條委員代理)
- ・ こういう環境学習施設が欲しいという話が先に出てこない、護岸検討委員会において海岸保全施設のあり方の具体的な検討はできない。
- ・ 環境学習施設等検討委員会での検討状況も出してもらいたい。
- ・ 環境学習の場について慎重に検討することになっている。
- ・ 地元が要望している要件と技術的、法律的にどこまで可能かについて、意見交換できる場を作ってもらいたい。今年度が最後のチャンスであると思うので、皆さんが協力して知恵を出していくことをお願いしたい。
- ・ 会議の回数を増やす、勉強会を開催する等で議論する回数を増やしたほうが良い。
- ・ 過去には旧江戸川の水門を開けたところに台風が来たこともあるので、悪い条件がたまたま重なり異常潮位が起こるといことも一応考えておいてもらいたい。

- ・ 行徳内陸性湿地協議会で暗渠、開渠もの問題等を検討しているので、その方にも声をかけてもらいたい。

(会場の意見)

- ・ 市川市の案と円卓案の違いには、行徳湿地の暗渠の開渠化を部分的にでもやるかどうかの違いがある。この可能性についても、検討の中に入れてもらいたい。

【委員長のまとめ】

市川市所有地での自然再生(湿地再生)に当たっては、満潮時でも土地であること、高潮の防護が図られること、海に向き合うようなよりよい施設をつくることを基本線とし、議論していくこととしたい。

県には高潮防護の観点から必要な施設、湿地計画を考える場合の自由度の検討をお願いしたい。

市川市所有地での自然再生(湿地再生)を検討するに当たっては、この検討委員会だけでなく、護岸検討委員会、環境学習検討委員会、行徳湿地等幅広く関係者を呼んだワークショップ的な勉強会を開催し、技術的検討を踏まえた合意形成を図っていきたい。

議題4 平成21年度三番瀬再生事業の方向性(案)について

【委員長のまとめ】

検討の時間がないため、11月の再生会議までに開催される検討委員会の中で、具体的な意見を聞くこととしたい。

議題5 その他

- ・ 次回検討委員会は、10月17日に開催する。
- ・ 10月17日に高潮護岸に係る技術的な検討結果の報告を受けた上で、具体的な合意形成をどういうふうにしていくのかを含めて17日に方針を決めて、その後、広い関係者と議論する場を持ちたい。